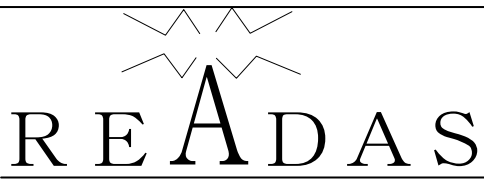


第 5561 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 9月29日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 交際費と消費税

**Q**：交際費にかかる消費税は、どのように取り扱われますか？

**A**：税抜経理処理をしている場合を除き、交際費等の額に含まれます。

### 【解説】

交際費に係る消費税は、次のように取り扱われます。

#### ①原則的取扱い

交際費等は、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する行為のために支出する費用をいいますので、接待等に対して支払う消費税も交際費等の額に含まれることとなります。

#### ②税抜経理の場合

税抜経理処理をしている場合には、その消費税相当額は、控除対象外消費税額（課税売上割合が95%未満の場合に生じる控除不足税額）となった部分を除き、交際費等の額に含めなくてよいこととされています。

#### ③原価算入された交際費等の調整

法人がその事業年度において支出した交際費等の金額のうち、棚卸資産、固定資産の取得価額又は繰延資産の金額に含めた金額（原価算入額）がある場合において、その支出した交際費等の金額に損金不算入額があるときは、その原価算入額のうち損金不算入額からなる部分の金額を限度として、一定の算式で計算した金額をその事業年度終了時における棚卸資産の取得価額から減額することができることとなっています。

